ロ　令第四十六条第四項の表一の(八)項又は第八条の三の規定に基づく認定の場合　七十四万円

ハ　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。第五項第一号において「機関省令」という。）第六十三条第四号に掲げる認定のうち、イ又はロの認定以外の認定の場合　三十八万円

三　（略）

四　既に特殊構造方法等認定を受けた構造方法又は建築材料の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合　五十七万円

五～八　（略）

3・4　（略）

5　第三項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた性能評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる性能評価を受ける場合　申請一件につき、次のイからハまでに掲げる性能評価の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額

イ　第二項第一号イに掲げる認定に係る性能評価　二十七万円

ロ　第二項第一号ロに掲げる認定に係る性能評価　七十二万円

ハ　第二項第一号ハに掲げる認定に係る性能評価　三十六万円

6・7　（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

	(い)	(ろ)
法第二条第七号の認定に係る評価	非耐力壁について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	百三万円
	非耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百八万円
	耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十三万円
	耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十九万円
	柱について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百三十四万円
	柱について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十五万円
	柱について三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百五十五万円

ロ　令第四十六条第四項の表一の(八)項又は第八条の三の規定に基づく認定の場合　七十二万円

ハ　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。第五項第一号において「機関省令」という。）第六十三条第四号に掲げる認定のうち、イ又はロの認定以外の認定の場合　三十七万円

三　（略）

四　既に特殊構造方法等認定を受けた構造方法又は建築材料の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合　五十五万円

五～八　（略）

3・4　（略）

5　第三項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手数料は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　（略）

二　既に構造方法等の認定のための審査に当たつて行われた性能評価に係る試験の結果を用いることにより、新たな試験を要しないこととなる性能評価を受ける場合　申請一件につき、次のイからハまでに掲げる性能評価の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額

イ　第二項第一号イに掲げる認定に係る性能評価　二十六万円

ロ　第二項第一号ロに掲げる認定に係る性能評価　七十万円

ハ　第二項第一号ハに掲げる認定に係る性能評価　三十五万円

6・7　（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

	(い)	(ろ)
法第二条第七号の認定に係る評価	非耐力壁について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	百二万円
	非耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百七万円
	耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十二万円
	耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十八万円
	柱について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百三十三万円
	柱について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十四万円
	柱について三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百五十四万円